

「外国人材の有効活用なくして成長なし」

——「技能実習制度」と「特定技能制度」の一体的改革に向けて——

NAGOMiフォーラムin北海道

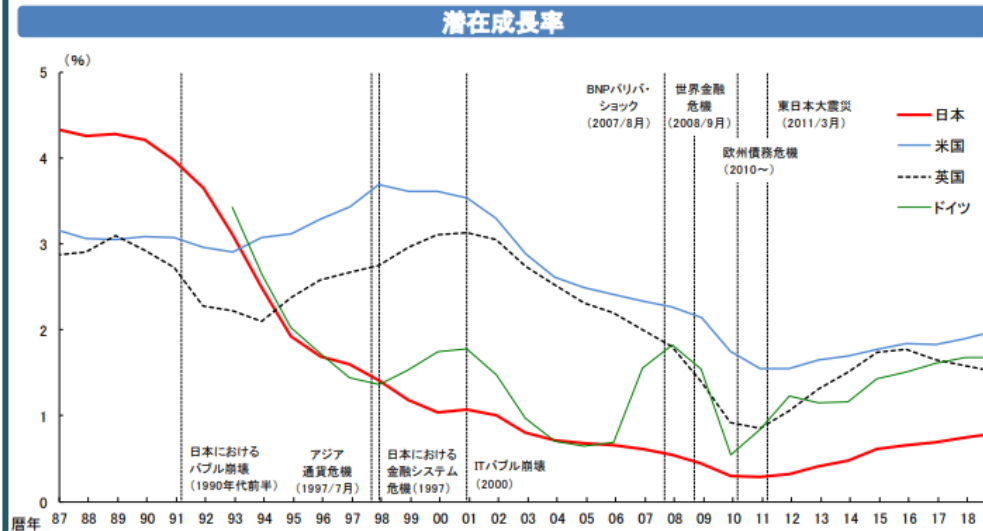
資料

2022年6月20日

NAGOMi副会長
元厚生労働大臣 塩崎 恭久

失われた30年

過去30年間の潜在成長率



世界の時価総額上位50社の変遷

平成元年 世界時価総額上位50社				令和3年 世界時価総額上位50社			
順位	企業名	時価総額 (億米ドル)	本社所在国	順位	企業名	時価総額 (億米ドル)	本社所在国
1	NTT	1,638.6	日本	1	アップル	21,335.1	米国
2	日本興業銀行	715.9	日本	2	サウジアラムコ	19,011.0	サウジアラビア
3	住友銀行	695.9	日本	3	マイクロソフト	18,662.5	米国
4	富士銀行	670.8	日本	4	アマゾン・ドット・コム	16,702.5	米国
5	第一勧業銀行	660.9	日本	5	アルファベット	15,613.0	米国
6	IBM	646.5	米国	6	フェイスブック	9,027.0	米国
7	三菱銀行	592.7	日本	7	Tencent・ホールディングス	7,615.4	中国
8	エクソン	549.2	米国	8	テスラ	6,489.0	米国
9	東京電力	544.6	日本	9	バークシャー・ハサウェイ	6,406.5	米国
10	ロイヤル・タッチ・シェル	543.6	英国	10	アリババグループ・ホールディング	5,730.4	中国
11	トヨタ自動車	541.7	日本	11	TSMC	5,494.2	台湾
12	GE	493.6	米国	12	ビザ	5,105.5	米国
13	三和銀行	492.9	日本	13	サムスン電子	5,081.3	韓国
14	野村證券	444.4	日本	14	JPMorgan・チェース	4,706.5	米国
15	新日本製鐵	414.8	日本	15	ジョンソン・エンド・ジョンソン	4,418.0	米国
16	AT&T	381.2	米国	16	ウォルマート	3,959.1	米国
17	日立製作所	358.2	日本	17	ユニテッドヘルス・グループ	3,882.6	米国
18	松下電器	357.0	日本	18	貴州茅台	3,858.6	中国
19	フリップ・モリス	321.4	米国	19	LVMH・L・ロジェ・ペレグー	3,833.2	フランス
20	東芝	309.1	日本	20	マスターカード	3,725.4	米国
21	関西電力	308.9	日本	21	ホーム・デポ	3,578.0	米国
22	日本長期信用銀行	308.5	日本	22	エヌビディア	3,572.8	米国
23	東海銀行	305.4	日本	23	バンク・オブ・アメリカ	3,513.4	米国
24	三井銀行	296.9	日本	24	ネスレ	3,480.3	スイス
25	メルク	275.2	米国	25	ウォルト・ディズニー	3,344.6	米国
26	日産自動車	269.8	日本	26	P&G	3,293.9	米国
27	三菱重工業	266.5	日本	27	ペイパル	2,937.5	米国
28	デュポン	260.8	米国	28	ロシュ・ホールディングス	2,936.5	スイス
29	GM	252.5	米国	29	中国工商银行	2,677.5	中国
30	三菱信託銀行	246.7	日本	30	ASML・ホールディング	2,633.2	オランダ
31	BT	242.9	英国	31	コムキャスト	2,601.7	米国
32	ペル・サウス	241.7	米国	32	エクソンモービル	2,505.8	米国
33	B P	241.5	米国	33	ベライゾン・コミュニケーションズ	2,426.1	米国
34	フォード・モーター	239.3	米国	34	ロレアル	2,354.0	フランス
35	アモコ	229.3	米国	35	アドビシステムズ	2,345.5	米国
36	東京銀行	224.6	日本	36	コカ・コーラ	2,334.3	米国
37	中部電力	219.7	日本	37	インテル	2,297.6	米国
38	住友信託銀行	218.7	日本	38	A T & T	2,286.2	米国
39	コカ・コーラ	215.0	米国	39	オラクル	2,264.4	米国
40	ウォルマート	214.9	米国	40	美团点评	2,262.5	中国
41	三菱地所	214.5	日本	41	ネットフリックス	2,231.1	米国
42	川崎製鉄	213.0	日本	42	ファイザー	2,228.5	米国
43	モービル	211.5	米国	43	シスコ・システムズ	2,140.9	米国
44	東京ガス	211.3	日本	44	トヨタ自動車	2,087.9	日本
45	東京海上火災保険	209.1	日本	45	アボット・ラボラトリーズ	2,082.3	米国
46	N K K	201.5	日本	46	ナイキ	2,078.4	米国
47	アルコ	196.3	米国	47	シェブロン	2,045.9	米国
48	日本電気	196.1	日本	48	招商銀行	2,031.1	中国
49	大和証券	191.1	日本	49	アップル	2,010.1	米国
50	旭硝子	190.5	日本	50	中国平安保険	2,009.5	中国

出所：週刊ダイヤモンド（2018年8月25日号）45ページ掲載の表
『ビジネスウィーク誌（1989年7月17日号）』『THE BUSINESS WEEK』

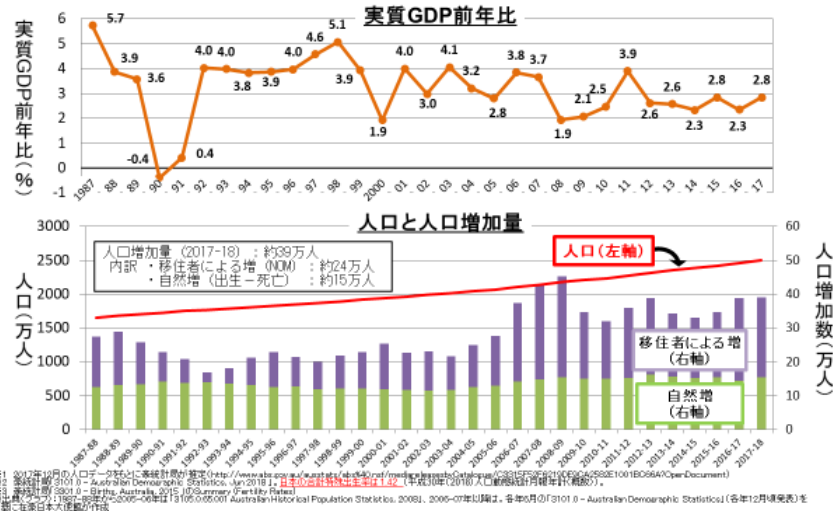
出所：SPEEDA, Bloomberg（2021年5月6日にデータ取得）より作成

2020年の世界の時価総額ランキング50社のうち日本企業は1社
(1989年は31社)

日本以外は世界に開かれた労働市場

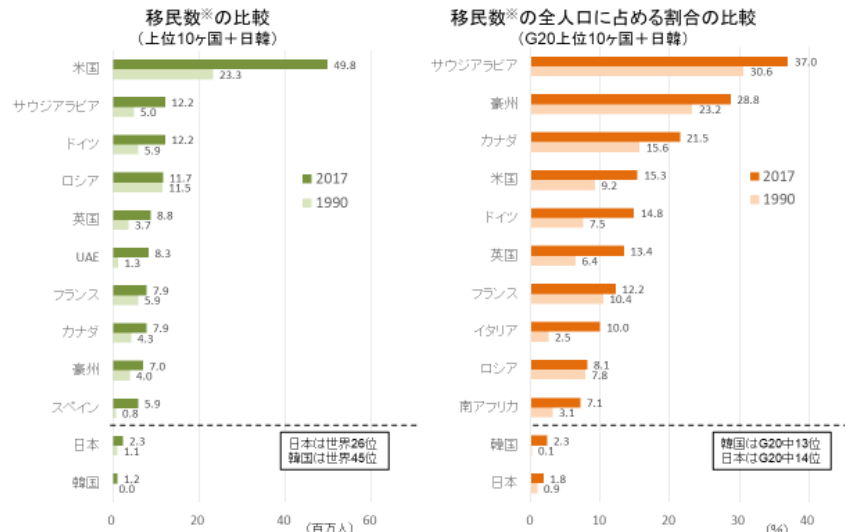
豪州の「28年連続成長」と「人口推移」

○ 豪州の総人口は2018年8月に**2500万人**を突破^{※1}。3年毎に**100万人**ずつ増加のペース(近10年では年間約35万人増加)。
○ 増加要因としては、「**自然増**」及び「**移住者による増**」の二つに大別。近年は半数以上を移住者による増。なお、豪州の**合計特殊出生率は約1.77**(2017-18年)^{※2}で、人口を維持可能な出生率(約2.1^{※3})を下回る。



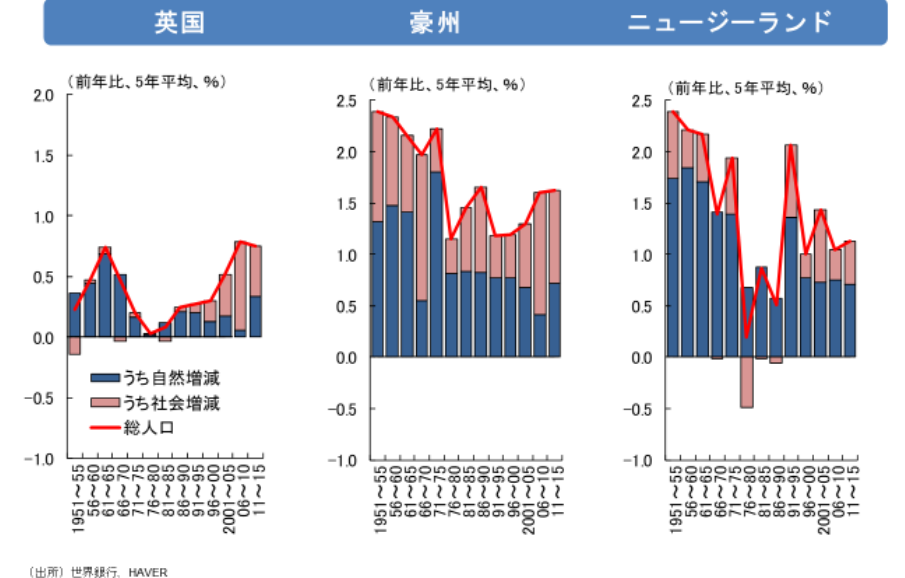
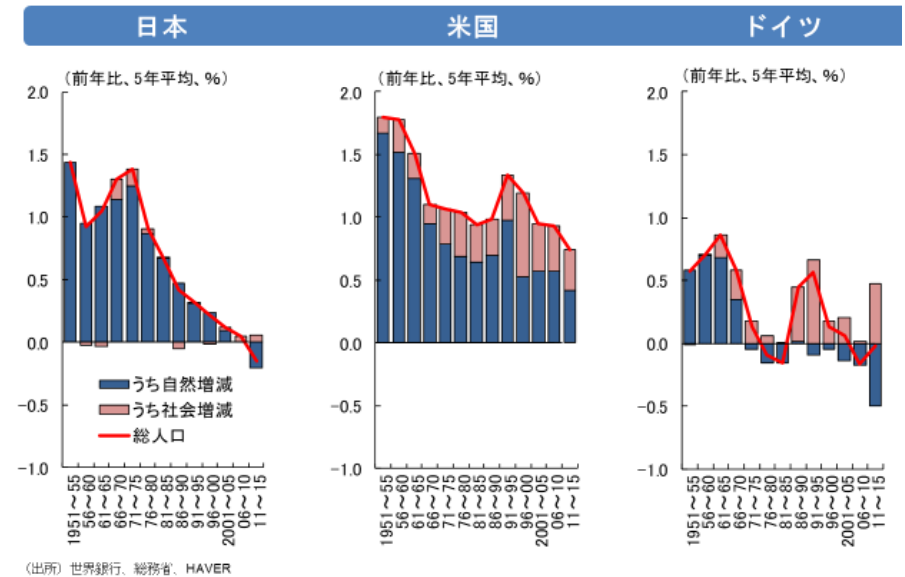
移民数※、割合の各国比較

※移民数: 外国生まれの居住者数



出典: 国連Department of Economic and Social Affairs 「International migrant stock: The 2017 revision」より在豪日本大使館が作成

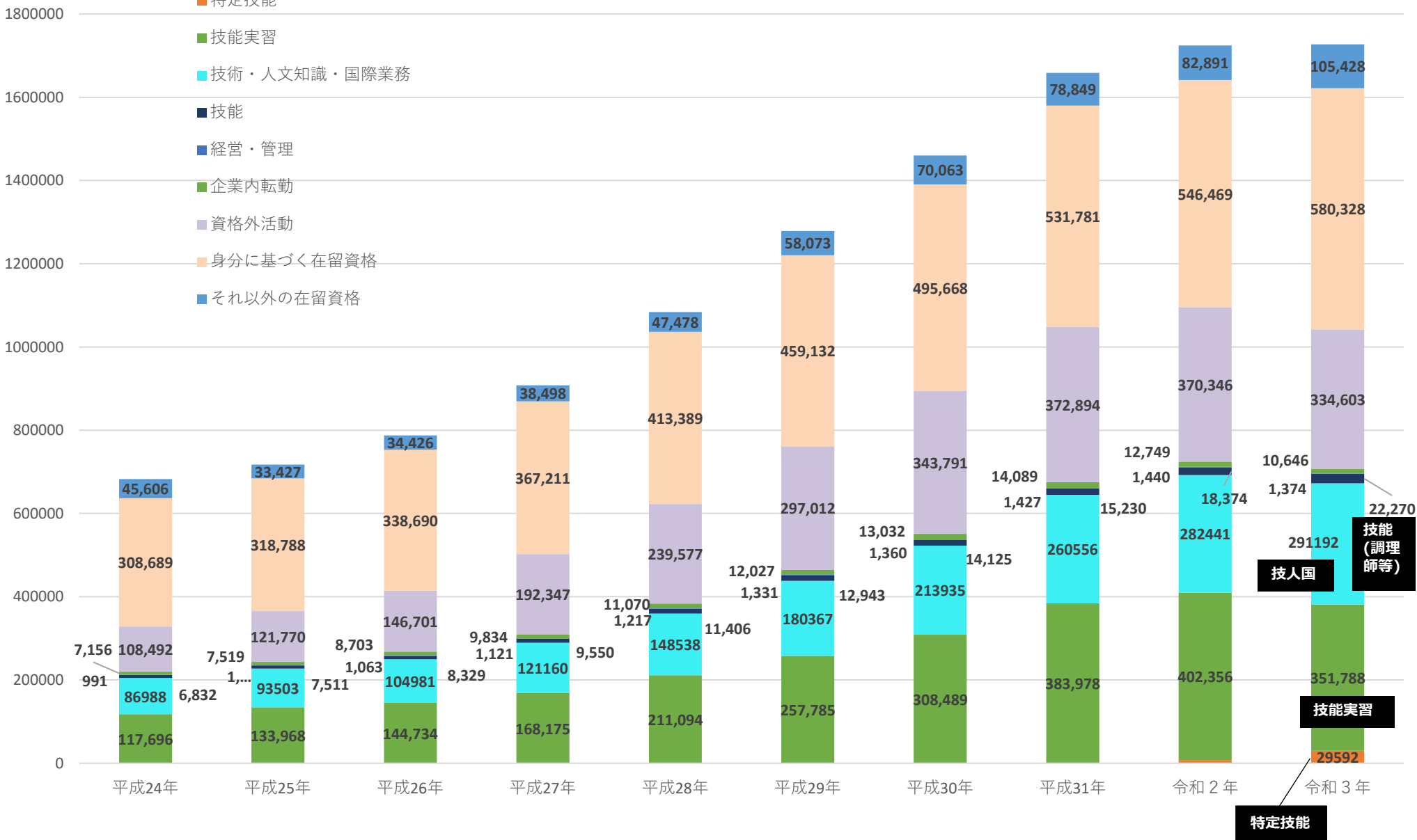
各国の人口動態の変化率



(人)

外国人労働者数の推移

- 特定技能
- 技能実習
- 技術・人文知識・国際業務
- 技能
- 経営・管理
- 企業内転勤
- 資格外活動
- 身分に基づく在留資格
- それ以外の在留資格



(出典)厚生労働省による外国人雇用状況届出から集計。人数は各年10月末時点の数値

外国人入国者数及び日本人帰国者数の推移（令和3年5月～令和4年5月）（速報値）



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

単位:人 (1日平均は小数以下を四捨五入)		外国人入国者数								日本人 帰国者数	入帰国者数 (※3)
		総数	新規入国者(※1)						再入国		
			総数	短期滞在	留学	技能実習 (※2)	特定技能 1号	その他			
令和3年	5月	17,376	5,120	1,580	710	6	0	2,824	12,256	32,414	49,790
	1日平均	561	165	51	23	0	0	91	395	1,046	1,606
	6月	17,285	5,722	2,113	932	3	0	2,674	11,563	43,441	60,726
	1日平均	576	191	70	31	0	0	89	385	1,448	2,024
	7月	59,465	47,126	42,804	379	2	0	3,941	12,339	51,628	111,093
	1日平均	1,918	1,520	1,381	12	0	0	127	398	1,665	3,584
	8月	34,965	17,228	13,504	286	0	0	3,438	17,737	45,555	80,520
	1日平均	1,128	556	436	9	0	0	111	572	1,470	2,597
	9月	27,756	6,918	1,489	665	0	0	4,764	20,838	38,106	65,862
	1日平均	925	231	50	22	0	0	159	695	1,270	2,195
	10月	33,228	10,999	3,419	1,522	1	1	6,056	22,229	42,209	75,437
	1日平均	1,072	355	110	49	0	0	195	717	1,362	2,433
令和4年	11月	32,752	11,568	2,255	1,709	15	12	7,577	21,184	48,098	80,850
	1日平均	1,092	386	75	57	1	0	253	706	1,603	2,695
	12月	23,786	2,783	711	12	0	0	2,060	21,003	84,535	108,321
	1日平均	767	90	23	0	0	0	66	678	2,727	3,494
	1月	29,736	2,015	699	15	0	0	1,301	27,721	39,725	69,461
	1日平均	959	65	23	0	0	0	42	894	1,281	2,241
	2月	28,422	5,206	1,060	89	5	0	4,052	23,216	35,226	63,648
	1日平均	1,015	186	38	3	0	0	145	829	1,258	2,273
	3月	82,456	48,418	6,522	14,810	10,163	1,758	15,165	34,038	90,389	172,845
	1日平均	2,660	1,562	210	478	328	57	489	1,098	2,916	5,576
	4月	157,558	124,339	15,598	46,889	37,689	3,692	20,471	33,219	101,504	259,062
	1日平均	5,252	4,145	520	1,563	1,256	123	682	1,107	3,383	8,635
	5月	173,929	114,498	25,556	30,278	36,780	2,301	19,583	59,431	135,246	309,175
	1日平均	5,611	3,693	824	977	1,186	74	632	1,917	4,363	9,973

※1. 令和4年3月以降の新規入国者数の内訳は、水際対策強化に係る新たな措置（27）（令和4年2月24日公表）に基づき特段の事情があるものとして新規入国した者及びその他の人道上の配慮の必要性等の特段の事情により新規入国した者の合計であり、令和4年2月以前の新規入国者数の内訳は、特段の事情により新規入国した者である（水際対策に係る新たな措置（19）（令和3年11月5日公表）に基づき新規入国した者を含む。）。

※2. 在留資格「技能実習」は「技能実習1号」、「技能実習2号」、「技能実習3号」及び「技能実習3号ロ」の合計である。

※3. 入帰国者数とは、外国人入国者数及び日本人帰国者数の合計である。

研修・技能実習制度の沿革

●昭和57年 企業単独型開始最大1年 【昭和56年：入管法改正法施行】

産業界の要請を受け、在留資格「本邦の公私の機関により受け入れられて産業上の技術又は技能を修得しようとする者」を創設

●平成2年 団体監理型開始最大1年 【平成元年：入管法改正法施行】

在留資格の全面見直しに際し在留資格「研修」を創設
従来の企業単独型に加え、団体監理型を開始

●平成5年 技能実習制度の創設最大2年

【技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針法務省告示制定】

→ 「研修」1年＋「特定活動技能実習」1年で最大2年間
※ 1年の研修修了者が実践的な技能等を修得する機会

●平成9年 技能実習期間を延長最大3年 【法務省告示改正】

「特定活動技能実習」の在留期間を最大1年から最大2年へ

平成11年 受入ガイドライン研修性及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針【局長通達】策定
不正行為類型を明示／受入れ停止期間は一律3年

●平成22年 在留資格「技能実習」創設 【平成21年：入管法改正法施行】

→ 「技能実習1号」1年＋「技能実習2号」2年
※ 一部で実質的に低賃金労働者として扱われ、さらに、賃金不払い等も発生していたこと等を踏まえ、1年目から雇用契約を締結させ、労働法令を適用。

不正行為類型ごとに1～5年間の受入停止期間を規定
【出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令上陸基準省令】

●平成29年 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の制定

→ 「技能実習1号」1年＋「技能実習2号」2年＋「技能実習3号」2年

実習生ごとの実習計画の認定制、監理団体の許可制を創設

1年目	3年目	5年目
「本邦の公私の機関により～しようとする者」 入管法第4条1項第6号の2		
研修		
研修	特定活動技能実習	
研修	特定活動技能実習	
技能実習1号	技能実習2号	
技能実習1号	技能実習2号	技能実習3号

外国人技能実習制度の状況(1)

1 監理団体の許可件数は、3,535件

(令和4年4月28日現在)

※厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いた上で主務大臣が許可するもの

特定監理事業許可件数 (1号又は2号)	1,754件
一般監理事業許可件数 (1号、2号又は3号)	1,781件
合計	3,535件

2 技能実習計画の認定件数は、延べ、1,257,010件 (令和4年4月30日現在)

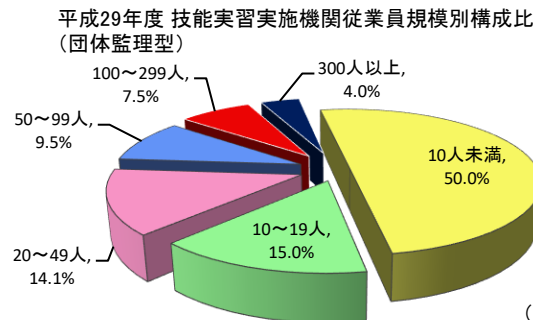
※出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認定するもの
(外国人技能実習機構が事務を実施)

1号技能実習計画認定件数	577,170件
2号技能実習計画認定件数	569,742件
3号技能実習計画認定件数	110,098件
合計	1,257,010件

(法務省データ)

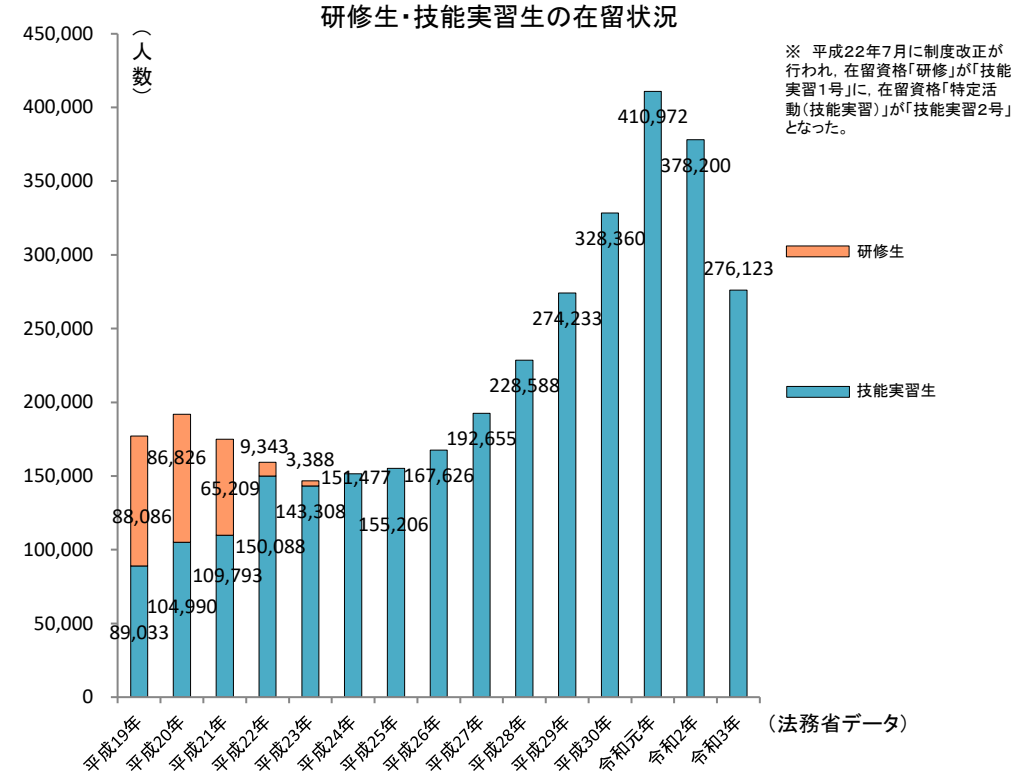
3 実習実施者の半数以上が、従業員数19人以下の零細企業

(平成29年度)



(JITCOデータ)

4 令和3年末の技能実習生の数は、276,123人



5 技能実習生のうち、団体監理型の受入れが98.2%

(令和2年度)

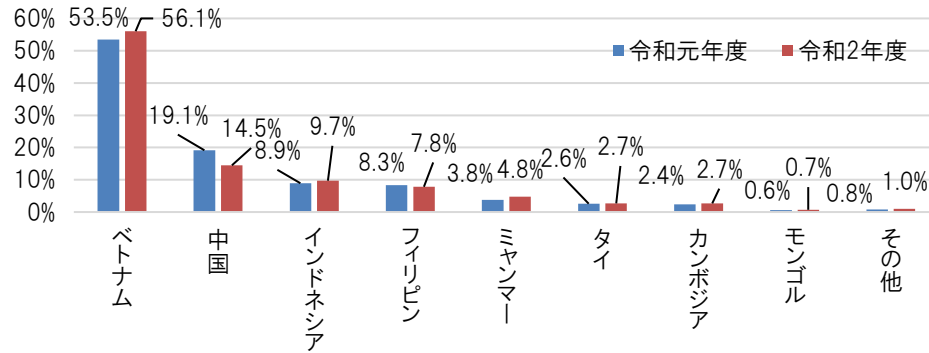
受入形態	合計	構成比
企業単独型技能実習	4,710	1.8%
団体監理型技能実習	251,698	98.2%
合 計	256,408	100.0%

(令和2年度外国人技能実習機構業務統計)

外国人技能実習制度の状況(2)

6 受入人数の多い国は、①ベトナム ②中国 ③インドネシア

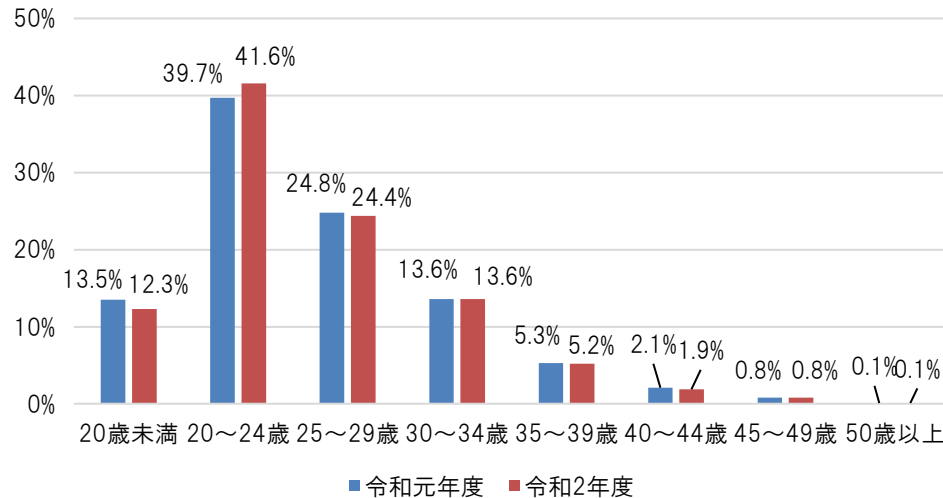
国籍・地域別 計画認定件数(構成比)



(令和2年度外国人技能実習機構業務統計)

7 年齢別では、20代、30代前半が多い

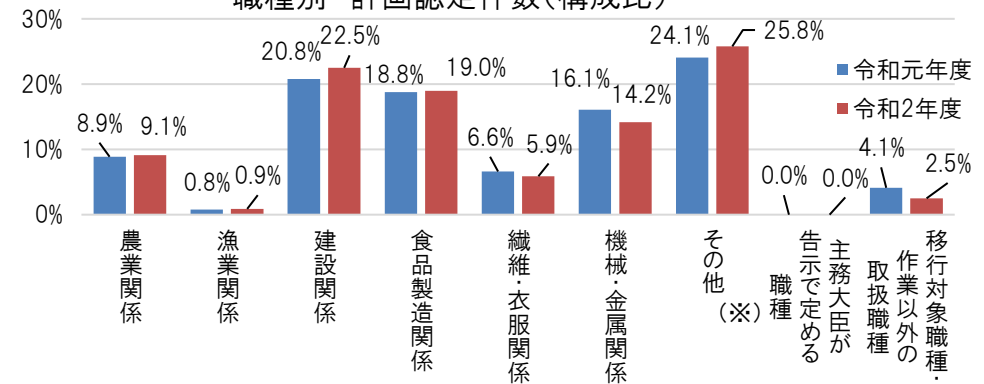
年齢別 計画認定件数(構成比)



(令和2年度外国人技能実習機構業務統計)

8 職種別では、①その他 ②建設 ③食品製造が多い

職種別 計画認定件数(構成比)



※「その他」には、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、リネンサプライ、コンクリート製品製造、宿泊、RPF製造、鉄道施設保守整備、ゴム製品製造の職種が含まれる。

(令和2年度外国人技能実習機構業務統計)

外国人労働者に占める技能実習生の割合（令和3年10月末時点）

		外国人労働者数(A)	うち技能実習生数(B)	技能実習生の割合(B)／(A)
1	宮崎	5,236	3,419	65.3%
2	鹿児島	8,880	5,494	61.9%
3	愛媛	9,569	5,912	61.8%
4	高知	3,391	2,053	60.5%
5	熊本	13,013	7,734	59.4%
6	青森	3,861	2,256	58.4%
7	徳島	4,777	2,675	56.0%
8	岩手	5,225	2,831	54.2%
9	香川	9,955	5,221	52.4%
10	鳥取	2,968	1,493	50.3%
11	山形	4,427	2,175	49.1%
12	北海道	25,028	12,223	48.8%
	全国計	1,727,221	351,788	20.4%

（出典）「外国人雇用状況」の届出状況（厚生労働省）から抜粋

技能実習生の失踪者数の推移(平成25年～令和3年)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総 数	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089	9,052	8,796	5,885	7,167
ベ ト ナ ム	828	1,022	1,705	2,025	3,751	5,801	6,105	3,741	4,772
中 国	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330	964	896
カンボジア	-	-	58	284	656	758	462	494	667
ミャンマー	7	107	336	216	446	345	347	250	447
インドネシア	114	276	252	200	242	339	307	240	208
タ イ	64	50	34	37	95	82	61	62	74
フィリピン	52	56	88	91	89	65	85	48	47
モンゴル	39	29	36	31	31	38	42	36	31
バングラデシュ	-	-	-	-	-	19	17	13	1
ラ オ ス	-	-	-	-	-	14	16	3	8
そ の 他	149	242	178	187	185	54	24	34	16

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの(技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。)

(注2) 「カンボジア」は平成27年分から、「バングラデシュ」及び「ラオス」は平成30年分から集計方法を見直したため計上が可能となったものである(それ以前の「カンボジア」、「バングラデシュ」及び「ラオス」の数値については、「その他」として集計していたため計上できない。)

特定技能在留外国人数(令和4年3月末)のポイント

令和4年5月

1 特定技能在留外国人数

令和3年12月末現在 49,666人

⇒ 令和4年3月末現在 64,730人(30.3%増)

2 各類型別特定技能在留外国人数

(1) 国籍・地域別(上位5カ国)

	国籍・地域	人数	構成比	対令和3年12月末比増加率
1	ベトナム	40,696人	62.9%	28.3%
2	フィリピン	6,251人	9.7%	35.7%
3	インドネシア	5,855人	9.0%	50.6%
4	中国	4,546人	7.0%	23.1%
5	ミャンマー	2,944人	4.5%	28.3%

(注) 小数点第二位までで四捨五入(以下の表も同じ)。

(2) 特定産業分野別

	特定産業分野	人数	構成比	対令和3年12月末比増加率
1	飲食料品製造業	22,992人	35.5%	27.0%
2	農業	8,153人	12.6%	30.8%
3	介護	7,019人	10.8%	36.2%
4	建設	6,360人	9.8%	30.6%
5	産業機械製造業	6,021人	9.3%	37.9%
6	素形材産業	3,928人	6.1%	28.1%
7	電気・電子情報関連産業	3,258人	5.0%	37.4%
8	外食業	2,312人	3.6%	16.5%
9	造船・船用工業	1,971人	3.0%	35.2%
10	自動車整備	986人	1.5%	39.3%
11	ビルクリーニング	839人	1.3%	29.1%
12	漁業	718人	1.1%	30.8%
13	宿泊	124人	0.2%	2.5%
14	航空	49人	0.1%	36.1%

(3) 都道府県別(上位10都道府県)

	都道府県	人数	構成比	対令和3年12月末比増加率
1	愛知県	6,066人	9.4%	33.7%
2	千葉県	3,879人	6.0%	20.3%
3	埼玉県	3,741人	5.8%	30.7%
4	茨城県	3,580人	5.5%	29.9%
5	大阪府	3,538人	5.5%	33.7%
6	神奈川県	3,202人	4.9%	27.6%
7	東京都	3,054人	4.7%	21.7%
8	北海道	2,593人	4.0%	28.8%
9	兵庫県	2,548人	3.9%	28.9%
10	福岡県	2,493人	3.9%	26.3%

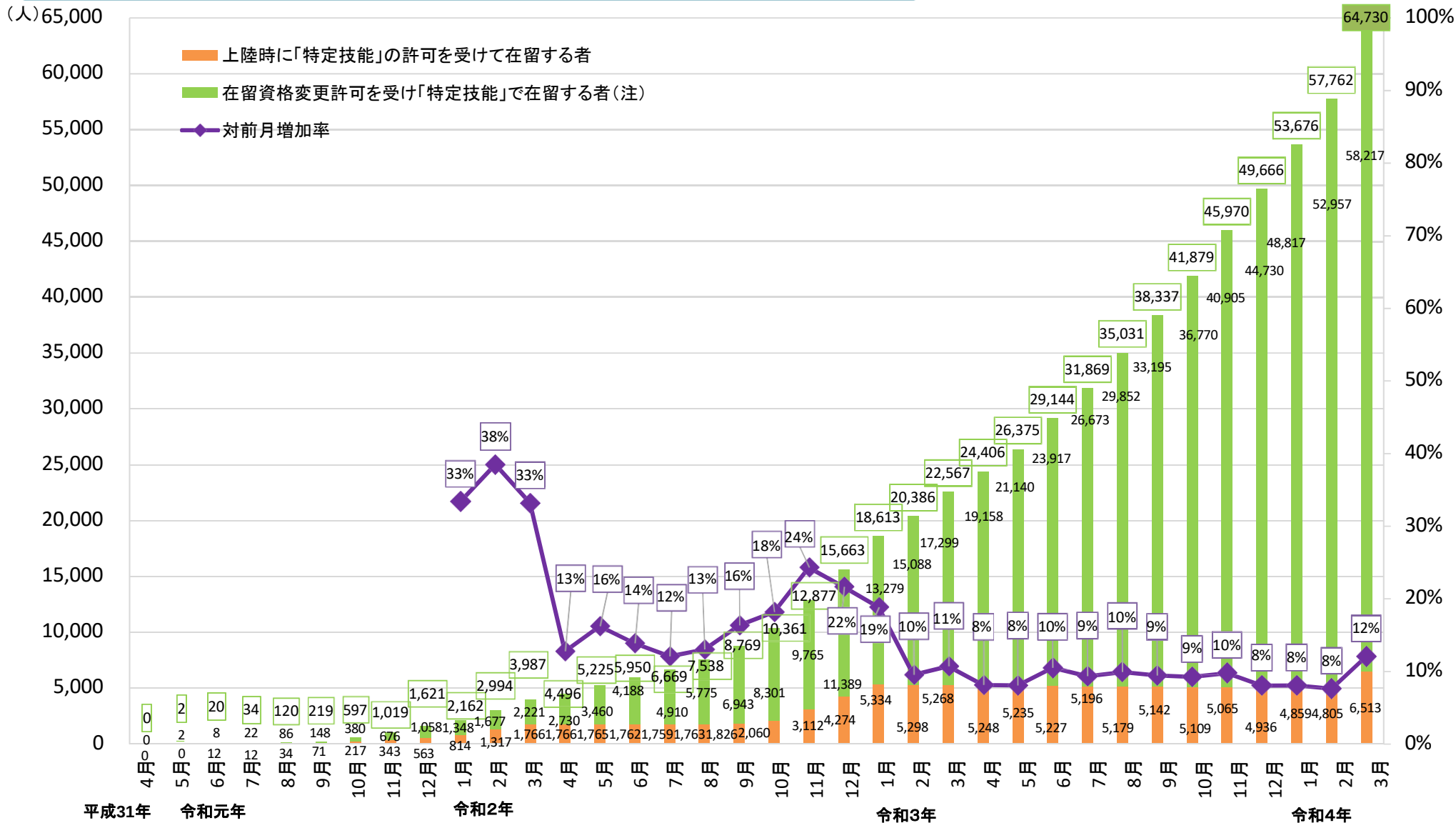
3 各ルート別特定技能在留外国人数

ルート	人数	構成比	対令和3年12月末比増加率
技能実習	51,298人	79.2%	29.3%
試験	13,122人	20.3%	34.6%
その他(注)	310人	0.5%	20.6%
合計	64,730人	100.0%	

(注) 介護分野における「EPA介護福祉士候補者ルート」、建設分野及び自動車整備分野における「技能検定ルート」

特定技能制度運用状況①

特定技能在留外国人数の推移(平成31年4月～令和4年3月末現在)(速報値)



(注) 在留特別許可を受けて「特定技能」で在留する者を含む。

「技能実習」と「特定技能1号」比較一覧

	技能実習（技能実習法）		特定技能1号（入管法）
目的	技能移転による国際貢献		深刻な人手不足への対応（労働力確保）
主管官庁	法務省、厚生労働省		法務省のみ
在留期間	1号＝1年以内 2号＝2年以内 3号＝2年以内 最長5年		最長5年 (2号は期限なし)
対象職種	86職種 158作業		12分野
転籍・転職	原則不可 (企業倒産などやむを得ない場合は監理団体サポート下で可)		転職可能 (同業種内で)
日本語能力要件	なし (介護のみ日本語要件＜1号はN4、2号・3号はN3＞)		あり (JLPTのN4もしくはJFT BasicのA2) (技能実習2号からの移行者は要件なし)
技能要件	なし （前職要件あり）		あり（分野ごとの技能試験合格） (前職要件なし) (技能実習2号修了者は要件なし)
監理団体 ・ 登録支援機関	必要性	必須 (団体監理型)	任意
	設立要件	許可制	登録制
	機能	斡旋、支援、保護、監査 (生活支援全般、日本語教育等)	支援のみ 事前ガイダンス、契約支援、日本語学習機会提供 などの支援機能あり。保護機能はなし。
	指導	① 技能実習機構による実地検査 (監理団体＝1年毎、実習実施者＝3年毎) ② 地方入管局による不定期立ち入り検査あり	地方入管局による 不定期立ち入り検査のみ

○出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）

附則第18条

政府は、この法律の施行後二年※を経過した場合において、…特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、…特定技能の…技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び…技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※見直し時期＝令和3年4月1日（昨年）

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）

附則第2条

政府は、この法律の施行後五年※を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※見直し時期＝令和4年11月1日（今年）

グローバル人材共生社会実現のための提言

(当初案: 令和3年5月19日公表)

一般財団法人 外国人材共生支援全国協会

National Association for Global & Open Minded Communities / NAGOMi

2022年6月20日





グローバル人材共生社会実現のための提言(2021年5月19日)

技能実習と特定技能の整合性のとれた一貫性のある制度に改革する

【なぜ？】

- ①社会経験の浅い非熟練の段階からの外国人材確保の必要性があるため
→安全・安定就労のために監理団体の保護支援は必須
- ②現実に、特定技能外国人の80%以上は技能実習経由
- ③特定技能より容易に来日できるルートを設け、他国への人材流出を防ぐ

【両制度の“一元化”の意味は？】

- 1) 両制度の目的を「人材育成・人材確保・国際貢献」に共通化する
- 2) 技能実習3年間を基礎的人材育成機関、特定技能5年間を実践的人材育成機関と位置づけ、一貫した人材育成システムとする
- 3) 技能実習の職種・作業と特定技能の特定産業分野・業務区分を可能な限り統一する



グローバル人材共生社会実現のための提言(2021年5月19日)

【具体的にどうする？】

- 1) 技能実習法の目的に、国際貢献に加え人材確保・人材育成を位置付け、法の建前と実態の齟齬を解消する。
- 2) 監理団体の許可要件・優良基準を改正し、登録支援機関についても現在の登録制から許可制とする。
- 3) 実態に即していない前職要件を撤廃する。
- 4) 労災・労使間トラブル・日本社会での安定的な生活のため、日本語能力要件（N5相当）を設ける。
- 5) 入国前後講習の内容・機関の拡充に加え、実習開始後も継続的な日本語学習を監理団体・実習実施者が配慮する
- 6) 両制度に人材育成として一貫性を持たせるため、職種・作業と特定産業分野・業務区分を、可能な限り統一的なものとする
- 7) 制度の適正化・人権侵害防止のための措置を強化する
- 8) 外国人材のキャリアステージに合わせた幅広い選択肢を、特定活動等の在留資格に創設する。

技能実習制度と特定技能制度の一貫性・整合性ある制度への改革イメージ図

